

週刊住宅

2019年(令和元年)6月24日号

NO. 2866 (毎週月曜日発行)

年ぎめ購読料 18,500円(本体・送料込み(税込み19,980円))

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 巴ビル

電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070

問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネット流 新・大家実践塾

「時価8000万円の家は父が、2000万円の現金は母が持っています。兄は父母と同居しているの、実家の土地建物を欲しい、と言っています。自分は現金を貰えればそれで良いと思っています。父は入院しており、長くありません……。父の意識がはっきりしてしまっているようにも思っています。おへんきとばかりです。」

69 「どんな遺言を書いてもらう？」

兄が両親の面倒を見て、そういう危機を踏まえて、父に遺言を書いておいてもらうことは必要だ。とは欲のない人である。このまま何もせずに父親の相続を迎えた場合、実家の土地建物については、母親、長男、次男の3人で遺産分割協議を行うことになる。その場合は、分割方法について指針がないまま協議を行わなければならない。指針がないならまだ良いほうだ。父親から各相続人がそれぞれ自分に有利な別の内容の分割方法を聞いていると、大変なことになってしまふ。各々が「自分が正しい」と主張して一族離散である。

兄が両親の面倒を見て、そういう危機を踏まえて、父に遺言を書いておいてもらうことは必要だ。とは欲のない人である。このまま何もせずに父親の相続を迎えた場合、実家の土地建物については、母親、長男、次男の3人で遺産分割協議を行うことになる。その場合は、分割方法について指針がないまま協議を行わなければならない。指針がないならまだ良いほうだ。父親から各相続人がそれぞれ自分に有利な別の内容の分割方法を聞いていると、大変なことになってしまふ。各々が「自分が正しい」と主張して一族離散である。

父親への趣旨説明が重要 一族離散を避ける一筆を

兄が両親の面倒を見て、そういう危機を踏まえて、父に遺言を書いておいてもらうことは必要だ。とは欲のない人である。このまま何もせずに父親の相続を迎えた場合、実家の土地建物については、母親、長男、次男の3人で遺産分割協議を行うことになる。その場合は、分割方法について指針がないまま協議を行わなければならない。指針がないならまだ良いほうだ。父親から各相続人がそれぞれ自分に有利な別の内容の分割方法を聞いていると、大変なことになってしまふ。各々が「自分が正しい」と主張して一族離散である。

■鎌倉鑑定 小林雅裕

〒247-0005

6 神奈川県鎌倉市

大船2-19-35

2F

電話 0467・

22・7772

フ

アクセス 045・330・

5773 携帯 080・

4196・1167

「相続対策」知識

tp://nav.cx/eGnuK2y)

ラインへも登録ください。